

秋田県小規模法人のネットワーク化による協働推進事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 秋田県小規模法人のネットワーク化による協働推進事業費補助金は、予算の範囲内において交付するものとし、秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号。以下「財務規則」という。）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 社会福祉連携推進法人の設立を促進するとともに、小規模法人（1の法人において1の施設又は事業所のみを運営している法人を指す。以下同じ。）等がプラットフォームを設置した上で、地域貢献や人材確保、事務処理部門の集約化等の取組を共同で実施する場合に支援する。

(補助対象事業)

第3条 補助対象事業は、次の（1）又は（2）とする。

（1）社会福祉連携推進法人の設立支援事業

社会福祉連携推進法人（以下「連携推進法人」という。）の設立に当たって実施する、連携推進法人の設立準備会や参加予定法人の合同研修会の開催、社会福祉連携推進業務の実施に向けたリサーチ等の取組

（2）法人間連携プラットフォームの設置運営事業

以下のアに掲げる取組を必ず行った上で、地域の実情に応じて、イに掲げるような取組を行うとともに、必要によりウに掲げるような取組を行う。また、エ及びオに掲げる取組を併せて行うことができるものとする。

ア 法人間連携プラットフォームの設置

複数の小規模法人等が参画する「法人間連携プラットフォーム」（以下「プラットフォーム」という。）を設置し、プラットフォームに参画する法人（以下「参画法人」という。）の間で、地域課題に関する討議を行うとともに、以下のイからオに掲げる取組内容の企画、当該取組に係る実施方法の検討、取組状況の検証等を行うものとする。

イ 地域貢献のために協働で実施する取組

参画法人が保有する資産及び人員・設備を活用しつつ、各法人の強みを活かしながら、プラットフォームで討議した地域課題の解決を図るため、次に掲げるような地域貢献のための取組を立ち上げ、試行する。

（ア）様々なニーズに対応した分野横断的かつ包括的なワンストップ相談支援拠点の設置

（イ）現時点では自立している単身高齢者に対する見守り等その他孤立死防止のため

の事業

- (ウ) 公的サービスの利用ができない者に対するゴミ出しや買い物等の軽度日常生活支援
- (エ) 高齢者や障害者、子ども、地域住民等の共生の場づくり
- (オ) 緊急一時的に支援が必要な者に対する宿所や食料の提供、資金の貸付け
- (カ) 貧困家庭の子どもに対する奨学金の貸与と、自立に向けた継続的な相談支援
- (キ) 仕事と介護や子育ての両立に向けた支援
- (ク) 地域課題を踏まえた障害者等の職場づくり
- (ケ) 中山間地域等における移動困難者に対する移送支援
- (コ) 高齢者や障害者等に対する権利擁護支援
- (サ) 災害時要援護者に対する支援体制の構築等

ウ 福祉・介護人材の確保・定着のための取組

イの取組の実施等により、既存職員に過重な負担が生じることのないようにするとともに、小規模法人等における経営労務管理体制の底上げを図る観点から、次に掲げるような福祉・介護人材の確保・定着のための取組を実施する。

- (ア) 職員のスキルアップ等のための合同研修の実施
- (イ) 人事交流の推進
- (ウ) 新規人材を確保するための広報、合同面接会の開催
- (エ) 適正な経営労務管理体制の構築のための専門家からの助言
- (オ) 食事提供の一体実施などサービス提供・事務処理体制の効率化のための取組
- (カ) 共通の人事考課、賃金テーブルの作成に関する専門家からの助言
- (キ) 合同福利厚生事業の実施等

エ 参画法人の事務処理部門の集約・共同化の取組

参画法人の経営労務管理体制の効率化を図る観点から、報酬請求や職員採用、資材の購入等の事務を共同で処理するための別法人（連携推進法人を除く）を立ち上げ、当該法人に参画法人がこれらの事務を委託することなどを通じて、事務処理部門の集約・共同化を行う。

オ ICT技術の導入支援

プラットフォームの取組を効果的・効率的に行うため、次に掲げるような新たにICT技術を活用して行う取組を推進する。

- (ア) 地域住民等のためのSNS等を活用した相談支援の仕組みづくり
- (イ) 単身高齢者に対する見守り等のための参画法人間のオンラインネットワークの仕組みづくり
- (ウ) オンラインによる地域住民等の共生の場づくり
- (エ) オンラインによる参画法人の職員合同研修の実施
- (オ) 労務管理システムの共同調達

(カ) 参画法人における I C T 技術の導入方法や活用方法に係る合同研修等
カ その他必要な取組

その他本事業の目的を達成するため、必要と認められる取組を実施する。

(補助対象者)

第 4 条 補助対象者は、次のいずれかに該当する者とする。

(1) 第 3 条 (1) の事業

秋田県内に主たる事務所を置く法人であり、申請年度中又は翌年度中に連携推進法人の設立まで至ることを想定している法人グループの代表である法人。

なお、「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」(平成 27 年 7 月 27 日 社援発 0727 第 2 号厚生労働省社会・援護局長通知) 別添 43 の社会福祉法人の生産性向上に対する支援事業実施要領 3 の (1) による国庫補助を受けた法人は、別の社会福祉連携推進法人を設立する場合を除き、補助の対象外とする。

(2) 第 3 条 (2) の事業

秋田県内に主たる事務所を置く、複数の小規模法人等が参画するプラットフォームの代表である法人。プラットフォームに参画する法人は 1 の法人において 1 の施設又は事業所のみを運営している小規模法人を基本とするが、事業を効果的に進めていく上で必要な場合は、これに該当しない法人を含めることができる。

(補助対象経費)

第 5 条 補助対象経費は、第 3 条の事業を実施する上で必要な次の経費とする。

報酬、共済費、旅費、報償費、賃金、需用費(消耗品費、印刷製本費、食糧費、燃料費、光熱水費、修繕料)、会議費、使用料、賃借料、役務費(雑役務費、通信運搬費、手数料)、委託料、備品購入費(単価 30 万円以上の備品を除く。)

プラットフォームの運営に係る会議の開催経費、地域課題の把握のための調査経費、協働事業の実施に必要な資材の購入費、専門家からの助言に係る謝金、合同研修会や合同面接会の開催経費等、事務処理部門の集約・共同化に必要な事務室の確保に係る経費や事務機器の導入に必要な経費等、システム構築に係る委託費や I C T 技術導入のための機器・ライセンスの購入費等が想定される。

(補助額等)

第 6 条 補助額は次のとおりとする。ただし、算定した金額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(1) 第 3 条 (1) の事業

1 グループ当たり 1, 000 千円を上限とし、対象経費の支出(予定)額を補助

する。ただし、補助は1グループ当たり1回に限るものとする。

(2) 第3条(2)の事業

1プラットフォーム当たり次表に掲げる金額を基本とし、補助の実施期間は、試行及び実践に必要な期間として原則2か年までに限るものとする。また、エに掲げる事業に取り組む場合には、1プラットフォームにつき1回に限り、3,200千円以内、オに掲げる事業に取り組む場合には、1のプラットフォームにつき1回に限り、2,000千円以内をそれぞれ加算できるものとする。

参加法人数	1プラットフォーム当たりの補助基準額
5法人以下	1,500千円以内
6法人以上、9法人以下	2,500千円以内
10法人以上	4,000千円以内

なお、連携推進法人の立ち上げ後は、会費等で運営されることとなるため、(2)の事業の対象とはならない。

(申請手続)

第7条 この補助金の交付を受けようとする者は、「小規模法人のネットワーク化による協働推進事業費補助金交付申請書」(様式第1号)を知事が別に指定する日までに提出するものとする。

(交付の決定)

第8条 知事は、前条の申請内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、申請者に補助金を交付するものとする。

(交付の条件)

第9条 知事は、補助金の交付の決定には、財務規則第249条の規定により、次の各号の条件を付すものとする。

- (1) 補助金を補助事業以外の目的に使用しないこと。
- (2) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的な運営を図らなければならないこと。
- (4) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合には、「小規模法人のネットワーク化による協働推進事業変更(中止、廃止)承認申請書」(様式第2号)により申請し、速やかに知事に報告して、その指示を受けること。ただ

し、次条に規定する軽微な変更については、この限りではない。

- (5) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該補助事業の遂行が困難となった場合においては、「小規模法人のネットワーク化による協同推進事業変更（中止、廃止）承認申請書」（様式第2号）により申請し、速やかに知事に報告して、その指示を受けること。
- (7) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類をこの補助金の交付が決定された日の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならないこと。
- (8) 補助金の交付対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならないこと。

（軽微な変更）

第10条 前条（4）の軽微な変更とは、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 法人の名称等、法人の内容の変更
- (2) 補助事業に要する経費の各区分間の配分を20%を超えて変更すること。

（実績報告）

第11条 第8条の規定により補助金の交付の決定を受けた補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業完了後1月以内又は当該年度3月31日までのいずれか早い日までに、「小規模法人のネットワーク化による協働推進事業費補助金実績報告書」（様式第3号）を知事に提出しなければならない。

（補助金の支払い）

第12条 知事は、第2条に規定する補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助金の全部又は一部を概算払により交付することができる。

- 2 補助事業者は、補助金の支払いを受けようとするときは、知事が別に定める日までに「小規模法人のネットワーク化による協働推進事業費補助金概算（精算）払請求書」（様式第4号）を知事に提出しなければならない。

（補助金の返還）

第13条 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

（消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第14条 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者は、

実績報告後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、様式第5号により、速やかに（遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌年度3月31日までに）知事に報告しなければならない。

- 2 前項の報告があった場合において、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、知事は当該仕入控除税額を県に納付させるものとする。

（補足）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。